

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日であるときは、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則

◇告 示 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

計量法による計量器定期検査の実施

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

◇教委告示 定例教育委員会の招集

規 則

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則をここに公布する。

昭和四十七年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十一号

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和三十五年八月鳥取県規則第三十六号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十
二号。以下「法」という。)、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭
和二十八年政令第二百五十四号)及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行
規則(昭和二十五年農林省令第百八号。以下「省令」という。)の施行
に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(狩猟免許の申請書の様式)

第二条 省令第七条の申請書は、様式第一号によるものとする。

(狩猟に關する知識を有することの認定)

第三条 法第七条第一項の規定により法第七条ノ二第一項各号に掲げる事
項に關する必要な知識(以下「狩猟に關する知識」という。)を有する
と認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 最近における三免許年度にわたり法第七条ノ二第一項の講習会の講
師に委嘱された者であつて狩猟の経験があるもの

二 国又は都道府県の鳥獣行政担当の専任職員として十年以上勤務した
ことのある者

2 法第七条第一項の規定により狩猟に關する知識を有することの認定を
受けようとする者は、様式第二号による申請書を知事に提出しなければ
ならない。

3 知事は、法第七条第一項の規定により狩猟に関する知識を有することの認定を行なったときは、その者に対し、様式第三号による認定書を交付するものとする。

(鳥獣の捕獲の許可の申請書の様式)

第四条 省令第九条の申請書は、様式第四号によるものとする。

(鳥獣飼養許可証の交付の申請)

第五条 省令第十条第一項の申請は、様式第五号による申請書を提出してしなければならない。

(鳥獣飼養許可証の有効期間の更新の申請)

第六条 省令第十条第三項の申請は、様式第六号による申請書を提出してしなければならない。

(住所等の変更の届出)

第七条 省令第十一条第一項又は第二項の届出は、様式第七号による届出書を提出してしなければならない。

(狩猟免状等の亡失の届出)

第八条 省令第十二条の届出は、様式第八号による届出書を提出してしなければならない。

(狩猟免状等の再交付の請求)

第九条 省令第十三条第一項、又は第二項の請求は、様式第九号による請求書を提出してしなければならない。

(捕獲した鳥獣の都道府県別等報告)

第十条 省令第十四条第二項の報告は、狩猟免状の交付を受けた者にあつては当該鳥獣捕獲許可証の裏面の鳥獣捕獲報告欄に記載してしなければならない

い。

(軽微な工作物の設置)

第十一条 法第八条ノ二第五項ただし書の知事の指定する軽微な工作物の設置は、別表に掲げる工作物の設置とする。

(水面の埋立等の許可の申請書の様式)

第十二条 省令第二十一条第一項の申請書は、様式第九号によるものとする。

(販売の許可の申請書の様式)

第十三条 省令第二十七条の申請書は、様式第十号によるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

- 一 ベンチ、くずかご、水槽、墓碑その他これらに類する工作物
- 二 炭焼小屋、作業小屋、幕舎その他これらに類する工作物
- 三 自家用水道の送水施設、自家用発電の送電施設その他これらに類する工作物
- 四 面積が三十平方メートル以内の休憩所又は停留所
- 五 高さが五メートル以内の展望台
- 六 延長が五百メートル以内の歩道
- 七 高さが三メートル、長さが五メートル以内の公園遊戯施設
- 八 面積が十五平方メートル以内の公衆便所
- 九 高さが五メートル、面積が十五平方メートル以内の仮設工作物
- 十 災害の復旧又は人命の保護のための応急工作物

- 十一 道路（軌道を含む。）の改修（その区間が五百メートル以内のものに限る。）により設置する工作物
- 十二 立木を利用する仮設軽索道
- 十三 既設工作物に附属する工作物で、高さが五メートル、面積が十五平方メートル以内のもの

様式第1号

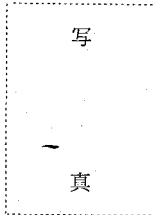
狩猟免許申請書

※狩猟免許番号

職氏名殿

年 月 日

下記のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第3条の規定により申請します。



住所	
職業	
ふりがな 氏名及び印	①
生年月日	年 月 日生

記

(ア) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類並びに乙種は丙種の狩猟免許を受けようとする者にあつては猟具の所持についての許可に係る許可証の番号及び交付年月日(該当する狩猟免許の種類及び猟具の番号を○で囲むこと。)	甲	網 1 むそう網 2 はり網(かすみ網を除く。) 3 つき網 4 なげ網 わな 5 くくりわな 6 はこわな 7 はこおとし 8 おし 9 とらばさみ
	乙	10 ライフル銃 (銃砲所持許可証第 号、交付 年 月 日) 11 散弾銃 (銃砲所持許可証第 号、交付 年 月 日) 12 ガス銃 (銃砲所持許可証第 号、交付 年 月 日)
	丙	13 空気銃 (銃砲所持許可証第 号、交付 年 月 日)
	(イ) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律又はこれに基づいて発する省令若しくは都道府県規則に違反して罰金以上の刑に処せられたことがあるかどうか(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合にはその刑の執行を終り又は執行を受けることがないようになった年月日及び処分の内容を記載すること。)	
(ウ) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条第1項の規定により、狩猟免許を取り消されたことがあるかどうか(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合にはその年月日及び都道府県名を記載すること。)		狩猟免許を取り消されたことがあるかどうか。 年 月 日 狩猟免許を取り消した都道府県名
(エ) 職業分類(該当する番号を○で囲むこと。)	1 専門的、技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者 5 農林業作業者 6 漁業作業者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者 9 技能工、生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職	
※備考		

- 注 1 受けようとする狩猟免許の種類ごとに狩猟免許申請書を提出すること。
 2 狩猟者講習修了証明書もしくは狩猟者講習修了証明書を有することを証するに足る書面又は狩猟に関する知識を有することの認定書添えること。
 3 収入証紙を使用する場合は、裏面にはりつけること。
 4 最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽のライカ版の写真2枚のうち1枚を所定欄にはりつけ、1枚をそえること。なお、写真の裏面には住所及び氏名を記入すること。
 5 乙種狩猟免許又は丙種狩猟免許を申請する者が銃器を2丁以上所持しているときは、銃器の種類ごとに主として狩猟に使用する銃器の所持許可証の番号及び交付年月日を記載すること(狩猟の用途に供するための所持許可を受けている銃器に限る。)
 6 ※印欄には、申請者は記入しないこと。

様式第2号

狩猟に関する知識を有することの認定申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり狩猟に関する知識を有することの認定を受けたいので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第7条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住 所
氏 名
年 月 日 生

記

狩猟者講習会の講師に委嘱された者であつて狩猟の経験があるもの	講 師 の 経 歴	狩猟の経験
	免 許 年 度	都 道 府 県 名
	年 度	
	年 度	
国又は都道府県の鳥獣行政担当の専任職員として勤務したことがある者	勤 務 期 間	勤 務 先
	年 月 日 から 年 月 日まで	
	年 月 日 から 年 月 日まで	
	年 月 日 から 年 月 日まで	

様式第3号

狩猟に関する知識を有することの認定書

住 所
氏 名

年 月 日 生

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第7条第1項の規定により狩猟に関する

知識を有するものと認定します。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第4号

鳥獣捕獲許可申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、鳥獣を捕獲したいので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住 所
職 業
氏 名

年 月 日 生

記

捕獲する鳥獣の種類及び数量	
捕獲の目的	
捕獲の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲の区域	
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第1条各号に掲げるおいて鳥獣を捕獲する場合は、名称	
捕獲の方法	
銃器を用いて鳥獣を捕獲する場合は、番号及び交付年月日	年 月 日

様式第5号

鳥獣飼養許可証交付申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、鳥獣飼養許可証の交付を受けたいので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第10条の第1項の規定により申請します。

年 月 日

住 所
職 業
氏 名

年 月 日 生

記

飼養する鳥獣の種類及び雌雄の別	
飼養の目的	
飼養の期間	年 月 日から 年 月 日まで
取得の原因	

様式第6号

鳥獣飼養許可証有効期間更新申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、鳥獣飼養許可証の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第10条第3項の規定により申請します。

年 月 日

住 所

職 業

氏 名

年 月 日 生

記

有効期間の更新を受ける鳥獣飼養許可証	番 号			
	有効期間	年 月 日	から	年 月 日
更新を受ける理由				

様式第7号

住所等変更届

職 氏 名 殿

下記のとおり、住所等を変更したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第11条第1項(第2項)の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日 生

記

変更事項	住 所	新	
		旧	
	氏 名	新	
		旧	
変 更 年 月 日			
交付を受けている狩猟免許等	種 類		
	番 号		
発行年月日	年 月 日		

注 住民票の写しを添えること。

様式第8号

狩猟免許等亡失届

職 氏 名 殿

下記のとおり狩猟免許等を亡失したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律

施行規則第12条の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

記

亡失した狩猟 免許等	種 類	
	番 号	
	発行年月日	年 月 日
亡失したと思われる場所及び 日時		年 月 日 時
亡 失 の 理 由		

様式第9号

狩猟免許等の再交付請求書

職 氏 名 殿

下記のとおり、狩猟免許等の再交付を受けたいので、鳥獣保護及狩猟ニ

関スル法律施行規則第13条第1項(第2項)の規定により請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

記

再交付を受け る狩猟免許等	種 類	
	番 号	
	発行年月日	年 月 日
再 交 付 を 受 け る 理 由		

様式第10号

水面埋立等許可申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、特別保護地区の区域内において水面の埋立等をしたいので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条12第5項の規定により申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

印

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

記

所有者の住所及び氏名又は 名称	
所 在 及 び 地 番	
目 的	
水面の埋立 (干拓の場合)	規模及び方法
	期 間
価 格	年 月 日から 年 月 日まで
立木竹の伐採 の場合	樹 種
	樹種別本数又は は概数
	積 数
	価 格
工作物の設置 の場合	構 造
	規 模

様式第11号

鳥獣販売許可申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、鳥獣の販売をしたいので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第18条12の規定により申請します。

年 月 日

住 所
職 業
氏 名

印

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

年 月 日 生

記

販売しようとする鳥獣の 種類及び数量	
販 売 の 場 所	
許可を受けようとする理 由	

告 示

鳥取県告示第三百八十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
倉繁歯科医院	倉吉市魚町二五一八	昭和四十七年四月一日
熊谷	鳥取市富安一六四	二十四日

鳥取県告示第三百八十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
岡 齒 科 医 院	米子市上後藤三〇四一三	全国	昭和四十七年三月十五日
神鳥眼科医院	博労町四丁目三三一	"	"
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富六五二	"	四月一日
倉繁歯科医院	倉吉市魚町二五一八	"	"
熊谷	鳥取市富安一六四	"	二十四日

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、六七七号	向 野 妙 子	昭和四十七年四月十七日
" 第一、六七八号	小 林 清	十九日
鳥国菓第二、二六五号	桑 田 紀 美 子	二十七日

鳥取県告示第三百八十三号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、境港市における計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百三十三条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時 検査区域 検査場所

六月二十六日 午前九時から 午後四時まで 境港市 境公民館

“ 二十七日 “ “ “ “ “

“ 二十八日 午前九時三十分から 午後三時まで “ “ 外江公民館

“ 二十九日 “ “ “ “ “ “ 渡 “

“ 三十日 “ “ “ “ “ “ “ “ 中浜 “

七月 三日 “ “ “ “ “ “ “ “ 余子 “

“ 四日 “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ 上道 “

“ 五日 “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ 計量器所在場所

“ 六日 午前九時三十分から 正午まで “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ 境公民館

鳥取県告示第三百八十四号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号(鳥取県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十七年五月二十九日から施行する。

昭和四十七年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行元町支店 米子市東町」を「株式会社鳥取銀行元町支店 米子市四日市町」に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十七年五月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一 日時 昭和四十七年六月二日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について

(2) その他